

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及び特別県営住宅並びにこれらに併設された店舗並びに埼玉県特並びに埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 石川幸彦	令和二年四月一日から令和三年三月三十日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右